2021 年 4 月 15 日（最新更新 2021 年 4 月 15 日）
一般社団法人 日本女子プロサッカーリーグ

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

はじめに

1. 本ガイドラインの目的
   - 感染を最大限防ぎながら、WE リーグを開催する
     - 国民や地域の活力に貢献する
     - クラブ、リーグの事業継続を実現する
   - その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
   - 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
   - WE リーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、WE クラブは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに公表し、感染対策をひろく訴求する

2. 本ガイドラインの範囲
   - プロトコル 1：感染予防と、感染への対処
   - プロトコル 2：情報開示
   - プロトコル 3：WE クラブの活動段階と、公式検査
   - プロトコル 4：サッカーのトレーニング
   - プロトコル 5：チームの移動、宿泊
   - プロトコル 6：無観客での試合開催
   - プロトコル 7：制限付きの試合開催
   - 付属文書

3. 本ガイドラインの運用状況
   - 2021 年 4 月から運用開始

4. 本ガイドラインの制定手続き
   - 本ガイドラインは、WE リーグ実行委員会の審議を経て、WE リーグ理事会の決裁によって制定する
   - 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
     - JFA 医学委員会、JFA 女子委員会
   - 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
     - WE クラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、中継制作）
     - WE クラブのチームドクター

   - 本ガイドラインの改正

○　重要な事項または方針に関わる改正は、WE リーグ実行委員会の審議を経て、WE リーグ理事会の決議により、これを行う

○　前項以外の改正は、新型コロナウイルス対策連絡会議（以下、専門家会議）の監修を得て WE リーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5．本ガイドラインの有効期間

- WE リーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル１ ： 感染予防と、感染への対処

1 はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、WE リーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは J リーグが 5 月 22 日に専門家会議から頂いた『提言』（初版は 2020 年 3 月 12 日）に基づいて作成したものを、その後の知見を加えながら一部を改変して作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。
選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。
それでも感染を 100%防ぐ手だては、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。
「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。
発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。
またファン・サポーターの皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。
こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

I. 新型コロナウイルスへの理解

1. 病原体
   (1) コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 よる感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ
   (2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する
   - 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる
   - 症状が出るおよそ 2 日前から他の人に感染するのがこのウイルスの特徴

   (3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。付着した状態で 3 日間程度は感染力をもつとされる
   - 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要
   - 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要

図 1-1　病原体　SARS-CoV-2　動物由来のコロナウイルス

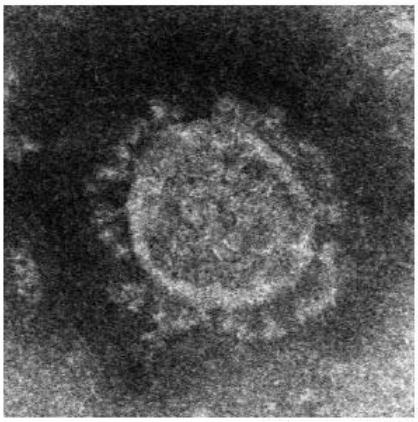

（国立感染症研究所）

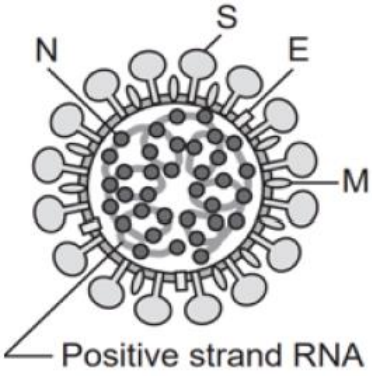

エンベロープにある突起が王冠（ギリシア語でコロナ）のように見える．SARS の病原体（SARS-CoV-1）と同様に ACE2 をレセプターとしてヒトの細胞に侵入する．SARS-CoV-1 と同様に 3 日間程度は環境表面で安定と考えられる．

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 4 版』、p.5

(4) 参考：厚労省「『新型コロナウイルス』とは、どのようなウイルスですか。」

2. 感染経路

(1) 飛沫感染　（咳・くしゃみ、おしゃべりするときに起きる感染）

- 通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それが目、鼻、口の粘膜に入ると、咽頭の粘膜へ運ばれて感染が生じる
- 特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要

(2) エアロゾル感染（大声を出す、歌うときに起きる感染）

- 新型コロナウイルス感染症で初めて発見された感染経路で、声を出したり、歌ったりすると通常の飛沫のほかに、霧状のちいさな飛沫（エアロゾル）に含まれてウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じる。
- 三密条件（密閉した空間、密集した人々、密接な会話）がそろった時に、エアロゾル感染が空間に充満し、発生しやすいと考えられている。

(3) 接触感染（手で触れることによる感染）

- 咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスがものの表面に付着し、手指などを介して粘膜（口、鼻、眼など）から侵入することにより感染が成立する
- ウイルスは条件次第では、環境中で 3 日間程度、感染性を保つ

(4) 参考：厚労省「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

3. 潜伏期・感染可能期間

(1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は 1～14 日間で、通常は 5 日程度で発症することが多い

(2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴

(3) 感染可能期間は発症 2 日前から発症後 7～10 日間程度と考えられている

- 発症から 3 ～ 4 週間、病原体遺伝子が検出されることはまれでない。10 日間以降に病原体遺伝子が検出されても、感染性がすでに失われているとみなしてよい。

(4) 血液、尿、便から感染性のある SARS-CoV-2 を検出することはまれである

(5) 参考：厚労省「新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。」

4. 年代と症状、および後遺障害

(1) 感染者のうち、8 割は軽症又は無症状のまま治癒する。2 割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは 5%程度と言われている

(2) 若年層では重症化割合が低く、65 歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している

(3) 後遺障害としては、イタリアにおける 143 人の調査では、回復期（発症から 2 カ月後）に 87%が何らかの症状を訴えており、特に倦怠感や呼吸困難の頻度が高かった。その他、関節痛、胸痛、咳嗽、嗅覚障害、目や口の乾燥、鼻炎、結膜充血、味覚障害、頭痛、喀痰、食欲不振、咽頭痛、めまい、筋肉痛、下痢などの症状がみられた。32%の患者で 1～ 2 つの症状があり、55%の患者で 3 つ以上の症状がみられた。米国での電話調査では、270 人の患者のうち 65%が検査日から中央値 7 日で普段の健康状態に復帰し、35%が診断から 2～ 3 週間経過後も「普段の状態に戻っていない」と回答した。フランスの電話調査では、120 人の回復者（発症から 110 日後）のうち、約 30%に記憶障害、睡眠障害、集中力低下などの症状がみられた。日本における電話調査（63 人）では、発症から 60 日経った後にも嗅覚障害（19.4%）、呼吸困難（17.5%）、倦怠感（15.9%）、咳嗽（7.9%）、味覚障害（4.8%）があり、さらに発症から 120 日経った後でも呼吸困難（11.1%）、嗅覚障害（9.7%）、倦怠感（9.5%）、咳嗽（6.3%）、味覚障害（1.7%）を認めた。また 24%に脱毛がみられ、発症後 30 日後から出現し、約 120 日までみられた。

（出典）『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 4.1 版』、p.9～15

図 2-1　新型コロナウイルス感染症の経過

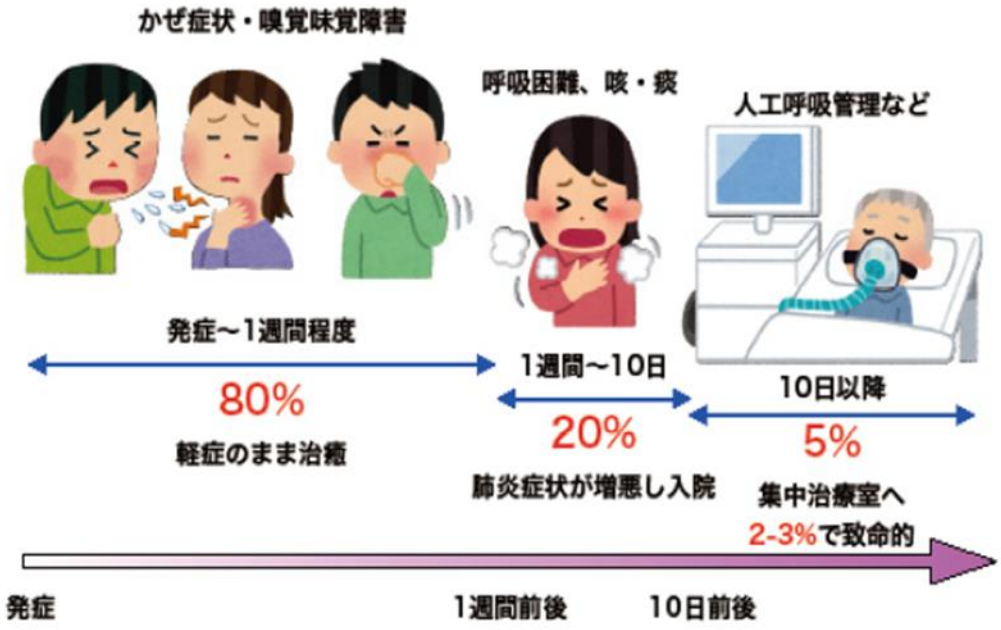

＊中国における約４万症例の解析結果を参考に作成（Wu. JAMA 2020）．年齢や基礎疾患などによって，重症化リスクは異なる点に注意．

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（速報値）
（陽性者数・死亡者数）　令和3年1月13日18時時点

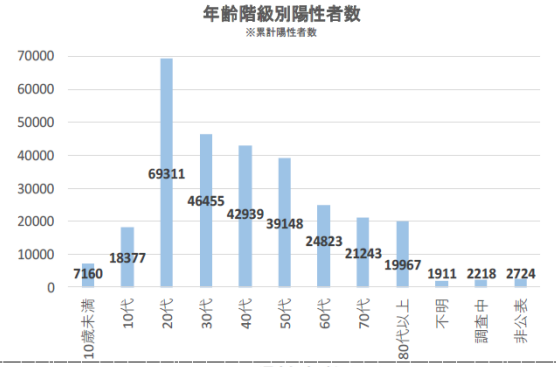

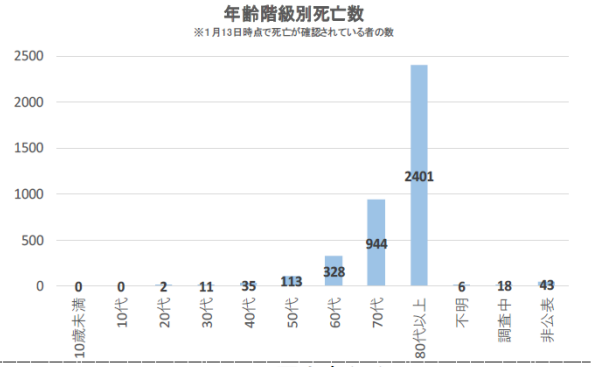

陽性者数（人）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	年齢階級計
計	7160	18377	69311	46455	42939	39148	24823	21243	19967	296276
男	3601	9950	36128	26958	25324	22092	14168	11100	7374	157429
女	3351	8110	32483	18921	17073	16494	10260	9815	12321	129613

死亡者数（人）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	年齢階級計
計	0	0	2	11	35	113	328	944	2401	3901
男	0	0	2	8	23	96	259	680	1222	2304
女	0	0	0	3	12	16	64	255	1144	1501

死亡率（%）

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	年齢階級計
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	1.3	4.4	12.0	1.3
男	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	1.8	6.1	16.6	1.5
女	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	2.6	9.3	1.2

【死亡率】
年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

注1：現在厚労省HPで毎日更新している陽性者数・死亡者数は、各自治体がウェブサイトで公表している数値を積み上げたものである。これに対し、本「発生動向」における陽性者数・死亡者数は、この数値を基に、厚生労働省が都道府県に詳細を確認できた数値を集計したものであるため、両者の合計数は一致しない。
注2：本「発生動向」における死亡者数・陽性者数の各年代の「計」には、年齢階級が明らかであるものの都道府県に確認してもなお性別が不明・非公表の者の数字を含んでいるため、男女のそれぞれの欄の数字の合計とは一致しない。
注3：本「発生動向」における死亡者数・陽性者数の「年齢階級計」には、性別が明らかであるものの都道府県に確認してもなお年齢階級が不明・非公表の者の数字を含んでいるため、各年齢階級のそれぞれの欄の数字の合計とは一致しない。

厚労省の公式サイトより

5.　サッカーへの影響

（1）感染者

- 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。後遺障害がない場合は、概ね 10～14 日間を要する（参考：厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」）
- WE リーグ公式試合への復帰基準については、こちらを参照

（2）濃厚接触者（参考：厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」）

- 濃厚接触者の定義は、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等で陽性となった患者と、感染の可能性のある期間（症状の出る 2 日前から入院等になるまでの期間に接触し、以下の範囲に該当する場合である。
  - ✓ 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ✓ 適切な防護装備（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護、あるいは介護した者
  - ✓ 患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接触れた可能性のある者
  - ✓ 必要な防護装備（マスクなど）を着用しないで、感染者と 1 メートル以内で、15 分以上接触があった者
- 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、接触日から起算して 14 日間の自主隔離が義務付けられる。たとえ検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない（新型インフルエンザ等特措法に定められている）

- チームの中に多くの濃厚接触者が出て、さらに接触者をすべて特定できない場合には、クラブの活動全体が 14 日間停止することもある
- WE リーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる

(3) クラスター

- クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある
- この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が 2 ～3 週間程度停止することがある
- クラスター認定を受けた場合は、感染拡大防ぐために、積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導基づく慎重な対応が求められる
- WE リーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる

II. 感染を予防する

6. サッカー選手の予防

(1) 感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- 外出時は常にマスクを着用する（飛沫感染防止）
- マスクは、不織布が最も望ましいが、布マスクでもよい。ただし、ウレタンマスク、マウスガードのみ、フェイスガードのみは、エアロゾルの発生・流出を防止できないので、これらの使用を禁ずる。
- 誰かと同じ空間にいるときには、常時マスクを着用する（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口・鼻・目に不用意に触れない
- 多くの人が共通して触れるモノ、触れる場所に注意 → 触れたら手洗い・手指消毒
- マスク無しで近距離（1～2m 程度）の会話は避ける
- 食事時は、黙食を厳守する
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- ごみを捨てる時は、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。また、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う
- テレワークや会議のオンラインでの実施を推奨する

(2) リスク行動を減らす

- 外食は慎む（家族・同居者との外食は可）。何人であっても、感染リスクは「食事中の会話」が常に最も高い。
- カフェでの会話も、発語をする瞬間は、かならずマスクを着用すること
- 3 つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所へは出向かない
- スポーツジムは、多人数が室内で呼気が激しくなる運動を行うため、厚生労働省の換気の基準を満たしている施設以外の使用を避ける

- 私用での県境を超えての移動を慎む
- （参考）感染リスクが高まる５つの場面、「冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法」

(3) サッカーのトレーニング → 詳細はプロトコル４へ

- できるだけ感染リスクの低い移動方法を選ぶ
- ミーティング、更衣室、シャワー等は、換気をよくし、社会的距離をとり、可能な限り短時間で済ませる（湿度 40%以上を目安）
- 複数の人が同じモノに触れる機会を減らす。タオル、飲水ボトル、シャンプー等の共用を避ける
- トレーニング器具使用後は、除菌シートなどで清拭する。

(4) 体調記録・行動記録の作成 → 詳細はこちら

- 毎日の体調と行動を記録し、定期的にクラブに提出する
- 感染予防行動がとれていることの確認
- 「陽性」や「濃厚接触」のとき、影響範囲を調べるために行動記録が必要

7. 感染を注意すべき関係者

(1) 選手だけでなく、スタッフ、ご家族・同居人の方など、クラブ全体の予防に努める

トップチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
アカデミーチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
スクール	スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
フロント	クラブの役員、職員、及びその家族・同居人
施設	ホームスタジアムやトレーニング施設の役員、職員及びその家族・同居人
試合運営	ボランティア、警備、売店などのスタッフ、及びその家族・同居人
チームバス	運転手

(2) 告知、啓発、協議を通じて、サッカーに関連する人々にひろく予防を呼びかける

- メディア
- 中継制作スタッフ
- ファン・サポーターへの告知、啓発

8. もっと知りたい方へのお薦め

『新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）』	厚生労働省
「3 つの密を避けましょう！」	首相官邸、厚生労働省
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」	首相官邸、厚生労働省
「正しい手洗い方法」	厚労省（動画）
「マスクの正しい着け方」	厚労省（動画）
「新しい生活様式」の実践例	厚生労働省
「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント	厚生労働省

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

❶換気の悪い
密閉空間

❷多数が集まる
密集場所

❸間近で会話や発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

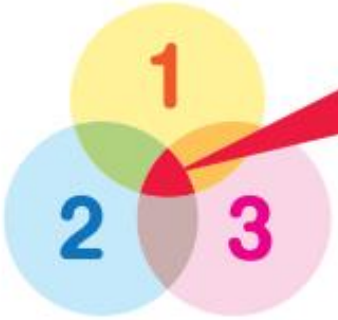

3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan　厚生労働省　厚労省 コロナ 検索

III.　毎日の検温、体調報告、行動記録

9.　対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施する

10.　毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか毎日確認し、少しの変調でもクラブに報告する

(1) 体温測定： 起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録

(2) 問診表チェック：咳。喉の痛み、違和感。頭痛。体のだるさ。味や匂いの異常など

(3) データの管理、モニタリング

- クラブに担当者をおいて、全員のデータを毎日モニタリングする
- チームドクターやトレーナーと連携する
- 体温、体調の把握を行えるアラートシステムを利用する

11.　毎日の行動記録

(1) コロナ下でサッカー活動を継続するために、毎日の行動記録がきわめて重要

- 感染や濃厚接触が起きたときに、当事者以外で誰を隔離すべきか、判断する材料となる
- 保健所にすぐに提出することで、濃厚接触者の指定に協力する

(2) 感染リスクのある行動をとったかどうかを記録する。ポイントとなるのは、

- 食事の取り方
- マスクなし会話の有無（家族・同居人以外との）
- 外出の有無（チーム TR、試合を除く）
- 県境を超えての移動の有無

(3) クラブは選手、スタッフから週に一度以上、行動記録の提出を受け、内容を確認する

- リスク行動が多い選手・スタッフとは、解決方法を協議する

(4) 厚生労働省接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールし、位置情報を常に ON にして外出すれば、感染した後に接触した他者への周知にも役立つので、積極的に利用すること。なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する

(5) 参考：行動記録の例

IV.　安全を確保しながら、活動を継続する

12.　優先順位

(1) 選手、オフィシャル、関係者、観客、社会の安全を最優先する

- 国や自治体の指導に従う（社会の感染状況に応じた判断を行う）
- WE リーグを通じて、JFA 医学委員会、JFA 女子委員会の助言を受ける
- 自らを健康に保つ（健康管理、行動記録、PCR 検査など）
- 観客や社会の安全に貢献する

(2) 出来る限り予定通り公式戦を実施できるよう、最大限努力する

- 地域に根ざしたサッカークラブは、スポーツの社会的使命の一翼を担っている
- WE リーグ/WE クラブの存続が『一人ひとりが輝く社会の実現・発展」に資する』に資する

(3) お客様と一緒に公式戦を実施できるよう、最大限努力する

- WE リーグの試合は、ファン・サポーターに支えられている

13. コロナ下での活動図

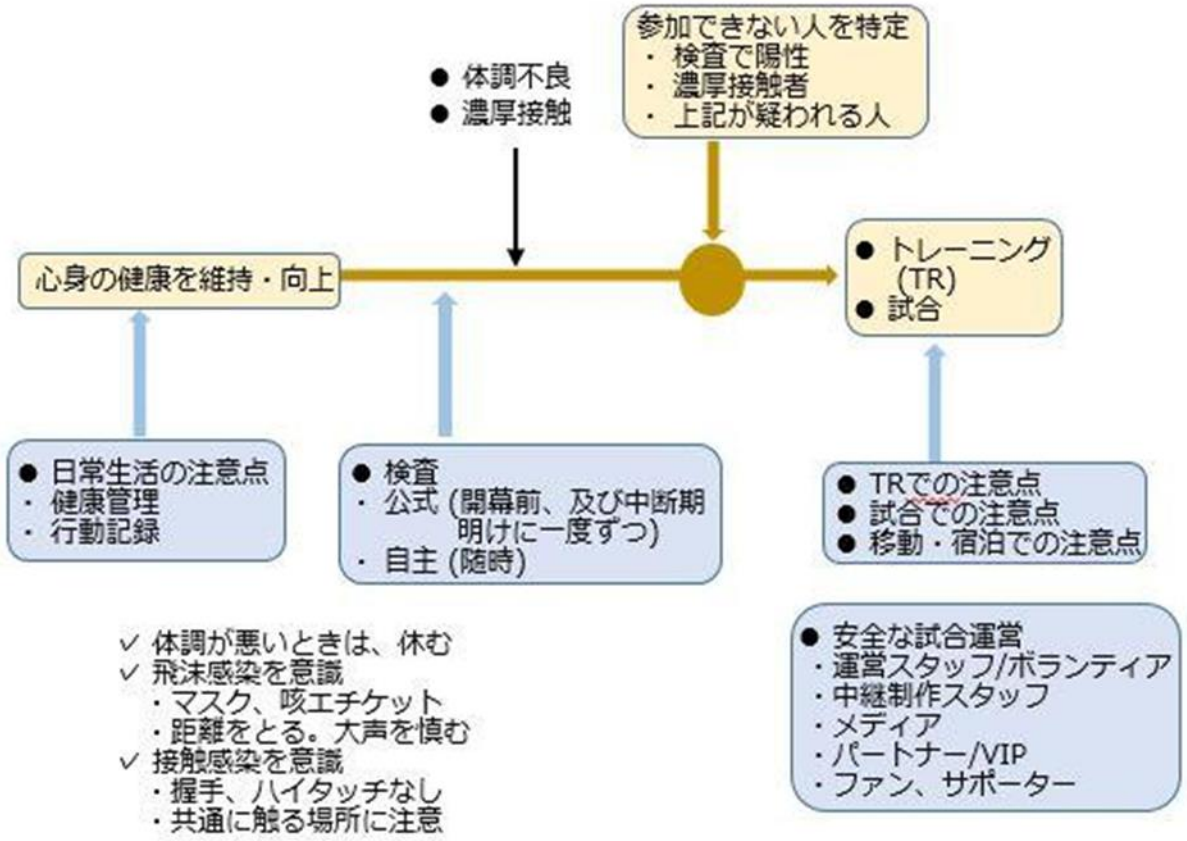

14. 公式試合を可能な限り予定通り開催するために、以下の場合には速やかに定められた方法で対処を行う

(1) 陽性（含む、判定保留）判定を受けた選手はただちに自主隔離する（A）

- 試合、チームトレーニングに参加しない

(2) 保健所による濃厚接触指定を受けた選手は自主隔離する（B）

- 試合、チームトレーニングに参加しない

(3) 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合、リーグ独自の基準で「濃厚接触疑い者」を指定する（C）

(4) （A）（B）（C）の該当者を除いたうえで、試合を開催することを原則とする

- 試合開催可否の決定はチェアが行い、当事者クラブはこの決定に従う
- WE リーグ及び当事者クラブによる事前協議を実施することがある

(5) 上記に関わらず 1 クラブ内に同時的に複数（3 人以上）の感染者が出た場合は、WE リーグを通じて JFA 医学委員会に相談のうえ、試合開催可否を検討する

15. 暫定的な「濃厚接触疑い者」に関する WE リーグ基準

(1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 2 日前以降の接触を確認する

- 数人で 1 時間以上の会食については、5 日前以降を確認する

(2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、

- 通訳と、その担当選手
- 寮で同室

(3) 1m以内、マスクなしで、15 分以上会話した者

(4) 一般の飲食店で陽性者と飲食を共にした者

(5) 5 日前でも、複数人で 1 時間以上の会食を共にした者

(6) 移動中等での隣席での飲食で、十分に注意を払わなかった場合

- 十分な注意とは、距離（一人おき交互など）、食事時間、会話を慎む、食事前の手指消毒をいう

(7) 48 時間以上連続する発熱・咳・身体のだるさなど疑い症状のある者は「陽性疑い」と見なし、その人物との関係で「濃厚接触疑い」にあたる者がいないか、確認する

- 他の症状を伴わない単純な発熱は、「陽性疑い者」と見なさない

V. 有事対応（陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い）

16. 有事での心構え

(1) 新型コロナウイルスはいつ誰が感染しても不思議でない病気。ゆえに感染した人やクラブには見舞いをもって接するべきで、非難し忌避するのはきわめて不適切

(2) 2020 年 6 月以降、日本だけでなく欧州でも、感染拡大を防ぎながらトップレベルのサッカーリーグを実施できている

(3) 陽性判定、試合直前の発熱などの有事の際も、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行する。相互信頼に基づいて、公式試合を継続していく

(4) 上記に関わらず 1 クラブ内に同時的に複数（3 人以上）の感染者が出た場合は、専門家チーム・地域アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する

(5) 各クラブチームは、所在地の新型コロナウイルス感染症を受け入れている医療機関等と「優先受け入れに関する連携協定」を模索し、有事の際の感染者の受け入れをスムーズに行うよう事前準備に努めること

17. 陽性判定への対応（一覧）

(1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する

(2) 地域やクラブ内の感染拡大を防ぐ

- 行動履歴の整理と保健所との協議

- クラブ内感染状況の確認（自主 PCR 検査の検討）

(3) 公式試合を予定通り開催する方向で調整する

- WE リーグ、関係クラブ、自治体、スタジアム等との協議・調整

(4) 広報対応、ステークホルダー対応

(5) クラブの感染防止体制の再チェック

18. 陽性判定時のアクション（例）

(1) 初動

- 感染者を隔離する（感染拡大防止）
  - ✓ 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する
- クラブ内で情報共有（チームドクターを含む）
- 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認
- 保健所へ届け出（担当医から）
  - ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する
  - ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する
- WE リーグへ報告

(2) 感染者の治療：保健所の指示に従う

- 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ医療機関の紹介など全面的に協力する

(3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する

- 濃厚接触者は保健所の指示に従い 14 日間自主隔離する。検査を受けることもある

(4) 施設の消毒：保健所の指示に従う

(5) スクリーニング検査

- クラブ内に感染が広がっていないか確認する検査
- 実施が推奨されるが、マストでない。実施にかかる費用はクラブ負担

(6) WE リーグの役割

- クラブの対応を支援
- 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア
- メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など）

(7) 公式試合実施に向けた調整

(8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡

(9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける

19. 疑い症状などへの対応

(1) 試合直前事案

※クラブは別途定める「ビジターチームの対応フロー」も参考に対策に努める。

事例	対応
○ 遠征先のホテルで発熱した ○ 家族・同居人が陽性になった ○ 数日前に会食した人が陽性になったとの連	1) 安全のため本人をチームから隔離する 2) 本人を検査することを、検討する 3) WE リーグに連絡し、行動記録に基づいて、

絡があった	濃厚接触疑い者を指定する 4）本人と濃厚接触疑い者を除いて試合を実施する

（2）選手、チームスタッフに直接関わる事案

事例	対応
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	1）重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後）
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	1）重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 2）検査結果が出るまでは自主隔離する 3）陰性の場合、活動継続でよい
選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	1）発症日から数えて 8 日間、自主隔離する 2）医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	1）重要事象報告フォームに入力する 2）保健所の指導に従う

（3）近親者や知人との関係

事例	対応
家族・同居人が陽性になった	1）自主隔離し、保健所の指導に従う
○ 数日前に会食した人が陽性になった ○ 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1）自主隔離し、保健所の指導に従う 2）濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい
○ 家族・同居人が濃厚接触者に指定された ○ 配偶者［子供］が検査を受ける。同僚［同級生］が陽性になったため	1）選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2）但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する
家族・同居人が体調不良で PCR 検査を受検	1）検査結果が出るまで自主隔離する 2）陰性の場合、活動継続でよい
家族・同居人が体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	1）活動継続でよい
無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	1）活動継続でよい
入国後 14 日間の隔離を済ませていない訪日者との面会・同居	1）面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 2）入国後 14 日間は同居を避ける

20. 陽性判定からの復帰

（1）厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）

	厚生労働省による例示	メモ
有　症状	発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過	• 発症日を 0 日目としてカウント • たとえば 2 日目に軽快すれば、10 日目に検査なしで退院可能
	症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	• 発症日を 0 日目としてカウント • たとえば 2 日目に軽快し、3 日目、4 日目に検査して陰性確認すれば退院可能
無　症状	陽性となった検体の採取日から 10 日間経過	• 検体採取日を 0 日目としてカウント
	検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	• 検体採取日を 0 日目としてカウント • 6 日目、7 日目に陰性結果を得れば、7 日目に退院可能

（参考）

退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）	厚生労働省、2020 年 6 月 25 日
退院の取り扱いに関する質疑応答集（Q&A）について	厚生労働省、2020 年 8 月 21 日

(2) 国が定める退院基準を満足した者の、現場復帰

- 開幕戦、及び中断期明けの公式検査で、陰性を得ることが試合エントリーの条件となる
- 自主検査で陰性を得て、WE リーグ、及び、JFA 医学委員会に申請することが試合エントリーの条件となる
- 自主検査は喀痰による核酸増幅法（PCR、SmartAmp 法、LAMP 法など）、あるいは抗原検査（定量）を可とする
- 退院直後は陽性が出やすいという例もでているため、国が定める基準を満足し保健所の承認のもと退院した者は、自主検査で陰性を得て、WE リーグ、及び、JFA 医学委員会への申請をもってエントリー資格を獲得することができる

（参考）各検査の特徴

新型コロナウィルス感染症　病原体への指針より（厚生労働省）

表3 各種検査の特徴

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者（症状消退者含む）	発症から9日目以内	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×（※1）
	発症から10日目以降	◎	◎	ー（※3）	◎	◎	ー（※3）	△（※2）	△（※2）	×（※1）
無症状者		◎	ー（※3）	◎	◎	ー（※3）	◎	ー（※4）	ー（※4）	×（※1）
想定される主な活用場面		• 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 • 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			• 検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 • 無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。			• 目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 • 現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。		

※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）
※3：推奨されない。（ー）
※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。
＊：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

VI.　重要事象報告（WE リーグへの報告・相談）

21.　重要事象報告（重要事象報告フォームを開く）

（1）運用

目的	• WE リーグ全体の感染・自主検査の状況を把握する • クラブから専門家チーム、リーグに相談する
報告する事案	• 陽性診断を受けた • 濃厚接触者指定を受けた • 検査を受ける（受検前、受検後）
報告対象者	• トップチームの選手、チームスタッフ • アカデミーの選手、チームスタッフ • スクール生、普及コーチ • フロントスタッフ • 来場者（陽性診断のみ）

（2）主なポイント

- 家族・同居人、ビジネススタッフに関する報告は不要
- 自主隔離は報告対象外

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル 2 ： 情報開示

VII.　情報開示の考え方

22.　情報開示にあたって

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。こちらをぜひご一読ください

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています（バラツキあり）
  - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
  - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
  - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

(3) 個人名は原則非公開とします

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- WE クラブが保健所による積極的疫学調査（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります
- 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連係することが求められます

VIII. 情報発信の基準。発信例

23.　情報発信の基準

(1)　WE リーグは、各回の WE リーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです

- 検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他
- 陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）

(2)　WE リーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、その事実を速やかに発表します

- プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。
- 発表する範囲は、原則として公式検査の対象となる関係者です。詳細は次項をご参照ください。発表時のひな型は、別に示します

(3) WE リーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します

(4) WE リーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります

24.　関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	トップチームの選手	・ 所属クラブが発表する
2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する
3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	・ 所属クラブが発表する
4	WE リーグ担当審判員	・ ＪＦＡが発表する
5	WE リーグの役職員	・ WE リーグが発表する
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する
9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない

25.　感染に関する発表の例

(1) 発表の例

本日、当クラブトップチーム所属の選手（30 代）が、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020 年 4 月 5 日に PCR 検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に微熱はあるものの大事にいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。またクラブの中にかぜ症状などを示している者はおりません。
- ただいま保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。発症日（4/1）の 2 日前から接触が対象と伺い、3/31 と 4/1 にチームトレーニングに参加した全員を、4/14 まで自宅隔離しました。引き続き 3/31 以降の行動記録について保健所に提出して参ります。
- 保健所によりますと、3/30 より以前の接触は、濃厚接触に当たらないとのことです。また濃厚接触者の家族・同居人で発熱などの症状がない者は、普通に行動してよいと伺いました。しかし念のため当クラブより、濃厚接触者の家族・同居人にも自主隔離をお願いしております。
- クラブ事務所、トレーニンググラウンドは昨日から閉鎖しております。保健所の指導のもと消毒をおこなったのち、再開させて参ります。
- 当クラブは日頃より、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

発症日 2 日前からの行動

- 3 月 30 日（月）：OFF。午前、午後は家族と過ごす。夜、●●市内で友人 2 人と食事。
- 3 月 31 日（火）：トレーニング参加。体温 36.5℃。午後から夜は家族と過ごす。
- 4 月 1 日（水）：トレーニング参加。夕方、発熱 38.2℃、倦怠感あり【発症】。
- 4 月 2 日（木）：自主隔離を開始。体温 38.4℃。喉に違和感。匂いと味を感じにくい。
- 4 月 3 日（金）：体温 37.9℃。チームドクター所属の病院 A を受診。経過観察。
- 4 月 4 日（土）： 体温 38.2℃（発熱 4 日目）。症状継続のため医療機関 B を受診。CT 実施も肺炎所見なし。
- 4 月 5 日（日）： 帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。PCR 検査実施。
- 4 月 6 日（月）：PCR 検査の陽性判定。入院治療へ

なお WE リーグは、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。但し、該当者の意志は尊重いたします。他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど最大限、協力して参ります。
どうぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 発表項目チェックリスト ※ クラブ広報担当者はこちらも参考ください

- 属性（クラブとの関係、立場）
- 経過・症状
  - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
  - ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）
  - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
  - ✓ PCR 検査日、陽性判定日

    - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
    - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）
- 感染経路について判明していること
    - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を供にした、など
- 関係者の状況、容体
    - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は
    - ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
    - ✓ クラブの活動停止など
- 保健所、自治体との連携状況
    - ✓ 施設消毒の実施状況
    - ✓ 濃厚接触者の調査状況
- 今後について
    - ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
    - ✓ 活動停止スケジュールなど

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル３ ： WE クラブの活動段階と、公式検査

IX.　８つの活動段階

再開フェーズ	概要	判断基準
1	在宅での個人トレーニング • 選手はそれぞれ自主隔離している • クラブの練習場を閉鎖している	クラブが自主判断 • 国及び自治体による外出自粛要請がある等
2	練習場での個人トレーニング • クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング • クラブハウスは使用しない	クラブが自主判断 • 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている等
3	グループ分けしてのトレーニング • クラブの練習場で、少人数のグループに分かれてトレーニング • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う	クラブが自主判断 • 国による緊急事態宣言が解除されている • 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、問題がないと確認できる
4	チームトレーニング • チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手は WE クラブに限定）	クラブが自主判断 • フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していない • 地域の感染状況が悪化していない
4-②	チームトレーニング（交流期） • チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手の WE クラブ限定を解除）	WE リーグが決定する
5	無観客での試合開催	リーグとクラブが協議して決定 • 国の「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ②以降で、自治体もプロスポーツ開催を容認している

6	強い収容制限のある試合開催 • 観客間の距離をできるだけ 2m（最低 1m）以上確保したうえで、5,000 人以下とする	リーグとクラブが協議して決定 • 国の「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ③以降で、自治体も観客を迎えてのプロスポーツ開催を容認している
7	収容制限のある試合開催 • 収容可能数の 50%を上限とする	リーグとクラブが協議して決定 • 国の「イベント開催制限の段階的緩和」が「移行期間後」で、自治体も観客を多く迎えてのプロスポーツ開催を容認している
8	収容制限のない試合開催	リーグとクラブが協議して決定 • 国及び自治体が収容制限のないプロスポーツ開催を容認している

X.　イベント開催制限の段階的緩和の目安

最新の政府方針　　（令和 3 年 4 月 1 日付事務連絡）
基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項ついて
（令和 3 年 3 月 19 日付事務連絡）
緊急事態宣言解除後の 1 都 3 県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
（令和 3 年 3 月 5 日付事務連絡）
緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限,施設の使用制限等にかかる留意事項等について（令和 3 年 2 月 26 日付事務連絡）
基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

感染状況に応じたイベント開催制限等について

<table>
<tr><th></th><th>収容率※4</th><th>人数上限※4</th><th>営業時間
短縮</th></tr>
<tr><td>緊急事態宣言
対象地域</td><td>50%</td><td>5,000人</td><td>20時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">まん延防止等
重点措置

経過措置
（約１か月）</td><td rowspan="3">大声なし※1
100%以内

大声あり※2
50%以内

注：エビデンスに基づく収容率緩和を検討</td><td>（まん延防止等重点措置の都道府県）
5,000人</td><td rowspan="2">都道府県の
判断</td></tr>
<tr><td>5,000人
又は
収容定員50%以内（≦10,000人）
のいずれか大きい方

注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。ただし、まん延防止等重点措置の適用中は対象外とする。</td></tr>
<tr><td>その他都道府県</td><td>5,000人
又は
収容定員50%以内
のいずれか大きい方※3

注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</td><td>なし</td></tr>
</table>

※1　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。
※2　大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
※3　施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
※4　収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

まん延防止等重点措置は、感染拡大初期における緊急事態宣言に準じた感染防止措置である。催物（イベント等）の開催制限は、5,000 人を上限とする。（特措法第 24 条第 9 項）

1、緊急事態宣言対象区域（特定都道府県ともいう。以下、緊急事態宣言対象区域に統一）におけるイベント制限のあり方

【別紙】

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

（基本的な考え方）

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
  - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
  - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する（具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。）。
  - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の種類	施　設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店　等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ）

（その他留意事項）

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

＜施設利用関係＞

施　設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	

２、まん延防止措置重点措置区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）

- 5,000 人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡 1.　（1）②のとおり取り扱うこと。
- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各知事が適切に判断すること。
- 本目安は、本事務連絡が発出された日から最大 4 日間（4 月 2 日～5 日）の周知期間を経て、その翌日（遅くとも 4 月 6 日）から適用すること。具体的には、チケット販売時期等に応じ、次のとおりとすること。
- 周知期間終了時点（遅くとも 4 月 5 日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）周知期間終了までに販売されるチケットは、各府県が適用している後記（2）又は（3）に示す目安を超えない限りにおいて、上記①及び②（Ｉ）は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。周知期間終了後は（本目安が適用された日）から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

３、緊急事態宣言解除後の経過措置区域におけるイベント制限のあり方（抜粋）

- 対象区域①【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県】②【岐阜県、愛知県、京都府、福岡県】
- 対象期間：対象区域①は 4 月 18 日まで、対象区域②は 4 月 11 日まで
- 収容定員が設定されている場合、「5,000 人又は収容定員の 50%のいずれか大きい方」又は「10,000 人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000 人以下で開催すること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡 1.　（1）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5 名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の 50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。
- 営業時間等の働きかけ：各都道府県知事が地域の感染状況等に応じ、適切に判断すること。

4、その他の区域におけるイベント制限のあり方

令和 3 年 2 月 26 日付内閣官房コロナ室の事務連絡より抜粋

その他（※）の都道府県

令和 3 年 4 月末まで催物の開催制限の目安等令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡 1．のとおり取り扱うこと。

※緊急事態措置を実施すべき区域および緊急事態措置区域を除外された都道府県を除く区域

Ⅰ　１２月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

○　**感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

○　**イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年２月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年２月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする。**

○　その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**１２月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）**を100％以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）**を50％以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）**は、追加的な感染防止策を前提に100％以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50％以内**とする。

○　これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**

○　来年３月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
１２月１日～ 当面来年２月末まで	イベントの類型	**大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの** ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等 ・**飲食を伴うが発声がないもの**（注２）	**大声での歓声・声援等が想定されるもの** ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント　等
		100％以内 **（席がない場合は適切な間隔）**	**50％（※）以内** **（席がない場合は十分な間隔）**

注１：人数上限については現行と同様とする。

注２：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50％を超える場合がある。

【別紙９】

感染リスクが高まる「５つの場面」

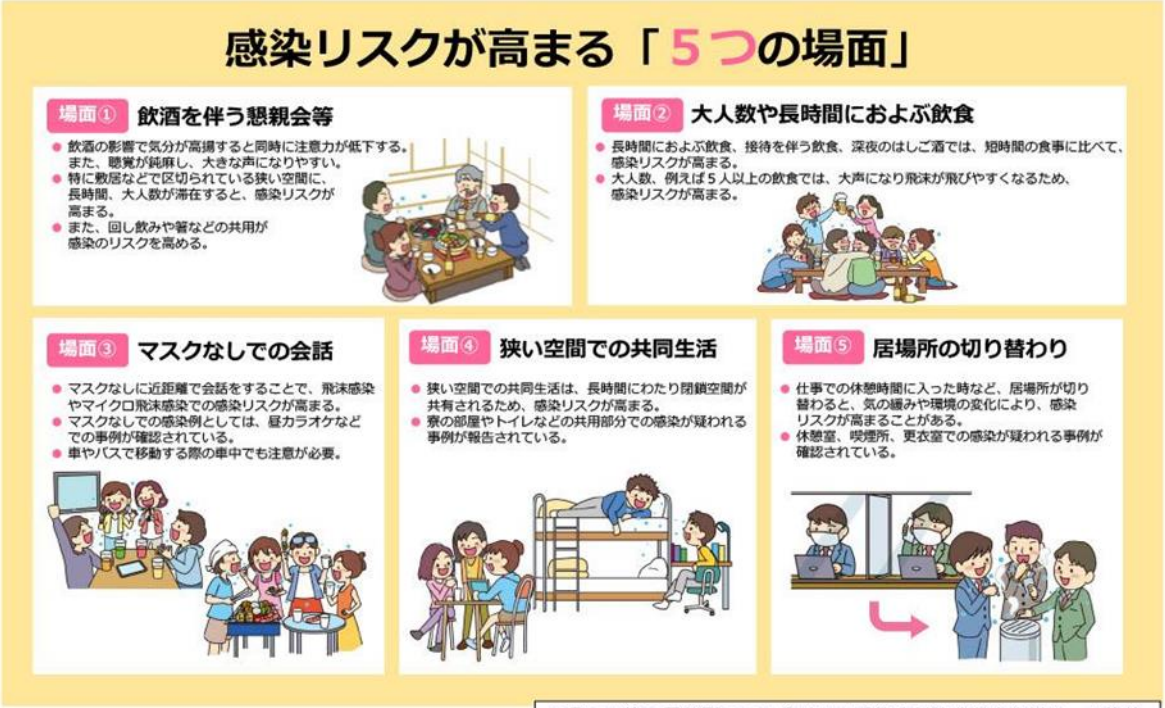

10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料３－４抜粋

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

『5つの場面』
場面１：飲酒を伴う懇親会
場面２：大人数や長時間におよぶ飲食
場面３：マスクなしでの会話
場面４：狭い空間での共同生活
場面５：居場所の切り替わり

1．基本的な感染防止対策の実施
○マスクを着用
（ウイルスを移さない）
○人と人の距離を確保
（１ｍを目安に）
○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

2．寒い環境でも換気の実施
○機械換気による常時換気を
（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。）
○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）
○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下（*）を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3．適度な保湿（湿度40%以上を目安）
○換気しながら加湿を
（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
○こまめな拭き掃除を

26.　WEリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

(1)　入場者数の制限、ビジター席の考え方

①　緊急事態宣言対象区域において、WEリーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）は、上限 5,000 人もしくは 50%の少ないほうを適用する。

②　緊急事態宣言が解除された経過措置区域において、入場可能数は 50%もしくは 10,000 人の少ないほうを上限とする。

③　①②を除く地域において、入場可能数は、2021 年 4 月末まで 50%を上限として開催する。

④　ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）が緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。

⑤　まん延防止等重点措置や経過措置にあるクラブ、または券売期間に政府方針やガイドラインが更新され、急な変更が不可能な場合は、ビジター席は任意とする。

⑥　ただし、ホームまたはビジタークラブの両方、もしくはいずれかの所在地（ホームクラブの場合は開催地）がまん延防止等重点措置区域にある場合、ビジター席の設置は、事前に自治体の見解を十分に確認したうえで決定すること。

⑦　座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。

⑧　政府通達には、特定都道府県（緊急事態宣言）を解除された経過措置区域において、実証調査をはじめ所定の条件のもと 10,000 人を超えて 20,000 人を上限とす

ることが可能な旨が明記されている。希望するクラブは、別途WEリーグが連絡する所定の手続きでリーグへ申請すること。WEリーグは関連省庁等と協議のうえで対象試合を決定する。

⑨ WEリーグは、4月11日以降の感染状況を想定し、全クラブが必ずビジター席を設けるべき期間を指定する。リーグが指定する時期以降は、発売チケット数の3%を下限として必ず設けなければならないこととする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。WEリーグは、ビジター席の設置を必須とする指定日時を、指定日時の14日以上前を目安にクラブに告知する。
（2021年4月6日時点では未定）

⑩ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。特段方針が示されていない場合は、自治体と協議のうえで決定する。該当する場合は、相手チームならびにWEリーグへ報告すること

※ 入場可能数：WEリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数

※ 芝生席や立ち見席は、安全性等についてWEリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。

(2) 上限拡大の前提となる感染防止策

制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する。

密回避ポイント	感染防止策の例
1 アクセスや居酒屋での密回避	○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する ○ 観客にできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける ○ 警備会社と協力して、混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける ○ 居酒屋：商店会と、来場予測を共有。十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う ○ サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する

	○　警察：来場予測を共有し、警備計画を報告。混雑予防へのアドバイスを受ける
2　スタジアム入場時の密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○　席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また 30 分間隔で、エリア指定入場など） ○　自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決める ○　体温計測器を増設して、スピードアップ ○　選手バスまわりの滞留を防ぐ
3　スタジアム退場時の密回避	○　試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○　退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす ○　選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す ○　席種（エリア）毎の時差退場を実施 ○　試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○　選手バスまわりの滞留を防ぐ
4　トイレの密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　注意喚起のためのスタッフを配置 ○　(一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○　クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）
5　売店の密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　列誘導、注意喚起のスタッフを配置する ○　狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ ○　グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など）
6　試合中の観客の行動への介入	○　通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する ○　場内アナウンス、大型映像を使った対処
7　接触確認アプリ（COCOA など）利用の呼びかけ	○　公式サイト、SNS の活用 ○　来場時の声かけ、貼り紙（2 次元バーコード提供を含む） ○　場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ

8　混雑状況への対応	○　飲食売店・グッズ売店・トイレ等の稼働及び混雑状況に応じ、空いている箇所への適切な誘導
9　その他	○　場内に協力呼びかけの貼り紙を、多く貼る。スタッフからの声掛けも増やす ○　SNS を活用して、密を避けるよう呼びかける ○　試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有 ○　使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする ○　ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする ○　手指消毒の設置増 ○　スタッフの配置を決めて、試合前から巡回

XI.　WE リーグ公式検査

2021 年 4 月からの WE リーグプレシーズンマッチ、9 月の WE リーグ開幕戦、2022 年 2-3 月の中断期後のリーグ公式戦再開に先だって WE リーグは、選手、チーム スタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感染の検査機会を提供する。これを WE リーグ公式検査という。

27.　公式検査の目的

(1)　WE リーグが新たな感染源となってしまうリスクを抑える

(2)　選手をはじめとする関係者が、少しでも安心して競技できる前提を整える

(3)　検査手法や結果開示等を通じて、スポーツ界、医学界に貢献する

28.　公式検査の前提

(1)　社会のニーズに対して、新型コロナウイルス検査の機会が、十分に供給されていること

(2)　本検査を、医療に過大な負荷をかけることなく実施できること

(3)　本検査は、無症状の者のスクリーニングであることから、保険対象外となる

29.　公式検査の中止

(1)　社会全体の検査需給が逼迫したと判断される場合、公式検査を中止し、検査の機会を社会に提供することがある

(2)　新型コロナウイルスのまん延が十分に収束したと判断される場合、公式検査を中止することがある

30.　公式検査の概要

(1)　唾液検体による核酸増幅法検査を、27 条の記載に従って実施する

(2)　選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、WE リーグが指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある

(3)　上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することがある

XII.　公式検査の実施

31.　検査の対象者

（1）WE リーグ公式試合で競技する者を中心に検査する

- 選手
- チームスタッフ
- 審判員
- その他

（2）公式検査を受け陰性判定を受けた選手・チームスタッフだけが、公式検査後直近の試合（プレシーズンマッチ、WE リーグ開幕試合、及び中断期後の WE リーグ再開試合）にエントリー（出場又はベンチに着席）できることとする

- チームドクターは例外とする

（3）WE クラブは 1 度の公式検査毎に 60 人の枠を与えられる

- 検査対象者はクラブが決定する
- WE リーグはクラブが決定した検査対象者を確認し、クラブに変更を依頼する場合もある

（4）検査を受診する方には、あらかじめ同意書への署名を依頼する

32.　検体採取日、採取場所の調整

（1）プレシーズンマッチ開幕前、リーグ戦開幕前、及び中断期後のリーグ戦再開前に行う

（2）詳細は別途通達（2021 年 4 月現在記載、後日更新）

33.　受診者リスト（検体採取に関する希望調査）

（1）クラブは検査の都度、検体キット送付先、検体回収場所、責任者などを WE リーグに連絡する

34.　検体キットの受領・検体採取・梱包

検体のデリバリー及び諸手続きについては、別途定める

35.　PCR 検査

（1）PCR 検査は WE リーグが委託する医療会社が選定した検査機関において実施する

（2）PCR 検査に使用する試薬及び検査機関名は公表されない

（3）WE リーグは検査の適切性について、JFA 医学委員会の指導を受ける

XIII.　検査結果の取り扱い

36.　検査結果の通知

（1）検査結果は検査機関から WE リーグに報告される。ここでは個人情報はやりとりしな

い

(2) WE リーグはクラブ及び審判員等に、検査結果を通知する

37. 検査結果と、試合エントリー資格の関係

(1) 公式検査後直近のプレシーズンマッチ、WE リーグ開幕戦、及び中断期明けのリーグ再開試合に対して、予め指定された検査（「指定公式検査」）において陰性判定を得ていることが、試合エントリーの条件となる

(2) WE クラブまたは受検者の責に帰すべからざる事由により以下各号に定めるいずれかの場合に該当したために陰性の結果が得られない場合、当該 WE クラブは所定の方法により WE リーグに申請の上、エントリー資格の判断を求めることができる

- やむを得ない事情により指定公式検査の受検が困難である場合
- 指定公式検査において、受検不能、検査遅滞、検査異常等が生じたため検査結果が得られない場合

(3) 前項に定める WE クラブから WE リーグへの申請は、指定公式検査の都度 WE リーグが指定する期限までに行われなければならない

- WE リーグによる公式検査結果の発表は、プロトコル 2 に定める
  - 公式検査の結果が「判定保留」となった場合の対応は、別に定める

XIV. 国外競技会への出場に伴う対応

38. 国外で開催される競技会へ出場するクラブは別途定める「アスリートトラック適用ガイドライン」に基づく追加的防疫措置により、帰国後 14 日間の自主隔離期間中のトレーニングおよび公式試合への出場が認められる場合がある

XV. シーズン始動時の留意点

39. クラブは、別途通達される「シーズン始動にあたっての留意事項」を遵守のうえ、チーム活動を始動する

40. チーム始動から開幕までのトレーニング

- JFA、J リーグ、なでしこリーグ等による 2020 シーズンの経験・知見を活かし、感染防止策を徹底しながらトレーニング・チーム活動を行う
- チーム始動時には、クラブが自主的にスクリーニング検査を実施することも推奨する

41. 開幕までの検査

- WE リーグはすべてのクラブに開幕前の検査機会を提供する
- キャンプ地へウイルスを持ち込まないために、クラブはキャンプ地へ移動する前に検査を受検することを必須とし、陰性が確認された者がキャンプ地への移動を可とする。次のキャンプ地へ移動する場合も同様とする
- 感染拡大防止・クラスター発生防止の観点から、キャンプ中にも 1 週間に 1 度の頻度で検査を実施する

42. キャンプ地の自治体・医療機関との連携

- キャンプ地の自治体と連携し、緊急時の医療機関が確保できる体制を整える

43. キャンプ期間中の活動

- キャンプ期間中の不要不急の外出は控える（特に外食は控える）
- キャンプ中においては、不特定多数の方と接触する恐れのある対面でのファンサービス（サインや写真撮影等）は厳に慎む
- キャンプ地における有観客/無観客は各キャンプ地自治体の方針に従う

44. キャンプ地におけるメディアの取材対応

- キャンプ地における取材については「WE リーグ クラブキャンプにおける取材対応について」を遵守する
- 原則、選手とメディアの対面（選手との距離 2m 以内）での取材は控える。メディアが選手と対面取材を行う場合は、核酸増幅法検査もしくは抗原定量検査での陰性確認を必須とする
- 対面取材を行わない場合（見学のみも含む）も、緊急事態宣言発出区域からキャンプ地へ入る場合や、緊急事態宣言区域のキャンプ地に入る場合は、メディアに対して可能な限り検査での陰性確認をお願いする

45. プレシーズンマッチ

- プレシーズンマッチを実施する場合は「2021WE リーグプレシーズンマッチ実施要項」を遵守する。また、本ガイドライン「プロトコル 4」の定めに準ずる

46. イベント開催・出演

- 外部のイベントへ登壇・出演する場合は、当該イベントにおける感染防止対策が徹底されていること、共演者やスタッフ、参加者等の健康管理が適切にさされていること
- クラブがイベントを主催する場合は、政府から発出される「イベント開催制限」遵守することを前提とし、本ガイドライン「プロトコル 7」の定めに準じ、動線の確保、不特定の参加者との交流や飲食をともにする交流は控える等、感染防止対策を徹底する

XVI. 新規入国に伴う対応

47. 別途クラブへ通達する

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル４ ： サッカーのトレーニング

XVI.　トレーニング再開のフェーズ

48.　トレーニングを４つのフェーズに分けます

- ①個人（在宅）、②個人（練習場）、③グループ、身体接触なし、④チーム及び TR マッチ

49.　トレーニングのフェーズ選択は、各クラブにお任せします。地域の感染状況を考慮し、安全に十分に配慮した活動を行ってください

- 感染状況が悪化した際は、より厳しいフェーズに後退することも想定しております
- 選手、チームスタッフ、及び家族・同居者の健康モニタリングは、毎日欠かさず行ってください。行動記録も毎日作成し、モニタリングしてください
- チームトレーニングを再開する際は、WE リーグにご報告ください
- フェーズ 4-②は WE リーグで決定します。

50.　公式試合再開日を 4～5 週間前に発表することで、地域差によるトレーニング進度の違いを緩和します

51.　フェーズ１： 在宅での個人トレーニング

TR 内容	• 選手、監督・コーチが在宅のままトレーニングする • ビデオを使っての遠隔トレーニングも想定される
条件	• 緊急事態宣言等で、外出自粛が要請されている • 選手本人が隔離を必要とする

52.　フェーズ２： 練習場での個人トレーニング

TR 内容	• クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング • 人と人の接触を最小限に保つ。クラブハウスは使用しない
参考事例	• スペインは、同じピッチに最大 6 人までとしている • コンディショニング、フィジカル、ボールを使ったアナリティックトレーニング系
条件	• 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている

53.　フェーズ３： グループ分けしてのトレーニング

TR 内容	• クラブの練習場で、少人数（5～8 人程度）のグループに分かれてトレーニング • グループは同じ選手で構成する。感染者が出たときの影響範囲を限定するため • 練習時間を分けるなどして、グループ同士の接触を最小限に保つ • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
参考事例	• ロンド。攻撃パターン TR 系。ただし Opposition（対人）無し

条件	• 国による緊急事態宣言が解除されている • 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、下記のように確認できること (1) 体調記録で確認 1 新型コロナウイルス感染を疑う症状がない 2 家族・同居者に、新型コロナウイルス感染を疑う症状がない (2) 行動記録で確認 1 クラブの活動区域外への移動がない 2 家族・同居者に、クラブの活動区域外への移動がない 3 新型コロナウイルス患者との濃厚接触がない

54. フェーズ 4：チームトレーニング

フェーズ 4 のトレーニングに入る際は、WE リーグまでご一報ください。

TR 内容	• チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ • トレーニングマッチの相手は WE クラブに限定される ➢ シーズン再開後も WE クラブに限定される ➢ 高校生、大学生等の練習生参加も、当分見合わせる • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	• フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していないことを確認できる • 地域の感染状況が悪化していないことを確認できる

55. フェーズ 4 - ②：チームトレーニング（交流期）

2020 年 9 月 24 日より適用

TR 内容	• チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ • トレーニングマッチの相手チームが十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する ➢ 毎日定時の検温と記録・管理。行動記録の作成・管理。感染可能性が高い場所・状況を回避するよう指導している • 高校生、大学生等の練習生が参加する場合、十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する • コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること • クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う

XVII. トレーニング時の留意点

56. 選手の参加義務

(1) フェーズ 3 以降のトレーニングで感染してしまうリスクをゼロにすることは、残念ながらできません

(2) クラブには、フェーズ 3 以降のトレーニングに伴うリスクとその対処法を十分に選手に説明し、トレーニング参加への同意を得ることが求められます

- 一人一人の選手との対話、全体でのビデオミーティングなど

- 安全のために個人トレーニングを選択する、といったかたちで選手の意志を尊重してください

57. アカデミー選手

下記の条件をすべて満たしたアカデミー選手だけがトップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、アカデミー選手以外の参加も可能）

(1) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14 日以上連続で実施している
(2) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手及び保護者に説明し、了解を得ていること

58. 特別指定選手

クラブに所属していない選手は、下記の条件をすべて満たした場合に限り、トップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、特別指定選手以外の参加も可能）

(1)『特別指定選手の活動に関する覚書（契約内定選手）』を締結している
(2) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14 日以上連続で実施している
(3) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること

59. トレーニング全体を通じて注意すること

(1) 人と人の接触を減らす
- 同じ時刻に練習場に来る人数を減らす
- 同時に同じ部屋にいる人数を減らす
- 選手とスタッフの動線を分ける

(2) 共通のモノを通じた接触を減らす、またはこまめに消毒する
- 用具、ドアノブ、エレベーターのボタン

(3) 全員が感染防止マナーを守る
- 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）
- 咳エチケット（マスク着用を含む）
- 手洗い、手指消毒
- 不用意に自分の顔、とくに目・鼻・口などの粘膜、に触れない
- 握手、ハイタッチ、抱擁は禁止
- 唾吐きや大声を避ける

(4) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
- 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

60. 練習場へのアクセス

(1) 公共交通機関を利用しないことが、推奨される
(2) 自家用車で一人ずつアクセスすることが、推奨される
(3) 駐車場でも離れて駐車することが、推奨される

61. 練習場への入場

(1) 到着時に体温チェックし、37.5 度以上の者、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合などは、帰宅させる
- 家族・同居人の健康状態にも留意（プロトコル 1 を参照）

(2) クラブ施設への入場者をコントロールする

62. 練習場での取材

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間に取材を認める場合、下記のような厳格な感染対策をとる
- 常時マスクを着用する
- 選手・チームスタッフと、報道関係者の動線を分ける
- オンライン取材や取材場所を屋外などに限定し、常に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる
- 入場前に体温測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合などは、練習場から退去していただく
- 取材者とその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常）を起こしていないことを、宣誓する
- 緊急時の連絡先をご提出いただく

63. ファン・サポーターへの練習の公開

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間は、非公開とする

(2) 公式試合が無観客から観客ありに移行する 1 週間前から、公開可とする
- 選手・チームスタッフと、ファン・サポーターの動線を分ける
- 入場前に体温測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合などは、練習場から退去していただく
- ファン・サポーターとその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味や臭いの異常）を起こしていないことを、宣誓する
- 緊急時の連絡先をご提出いただく

64. クラブハウスの使用

(1) クラブハウスの使用はフェーズ 3（グループ練習）以降とする

(2) クラブハウス内の動線を工夫して、人と人の接触を減らす工夫をする

- 「フェーズ 4：集合的トレーニングセッション」より p.18
  - すべてのスタッフが手袋とマスクを着用し、毎日取り替える
  - 更衣室、ジム、フィジオセラピストエリアに立ち入る、コーチまたは選手以外のスタッフ数を、出来る限り少なくする
  - 手指消毒液を設置し、保健当局が示す行動指針を厳しく守る
  - 社会的距離（2m）は常に遵守されなければならない
  - 更衣室の使い方はできるだけフェーズ 3 に準じる
  - 更衣室、ジム、フィジオセラピストエリアは、使用するたびに全面消毒される。施設をグループ単位で使用することは引き続き継続する
- 「フェーズ 3：グループ・トレーニング・セッション 6.1 更衣室の使用」より p.15-16
  - 選手毎に、どの更衣室をいつ使えるか、予定を渡される
  - 1 グループ（8 人）につき 3 つの更衣室を使用する。すなわち、各更衣室を 3 人ずつで使用する。各グループの練習時間は重ならないよう調整されている

65. マスク等の着用

(1) 選手：練習中以外は常時着用

(2) 監督・コーチ等：常時着用。練習中もできるだけ着用（特にフェーズ 3 まで）

(3) 医療スタッフ（ドクター、トレーナー、マッサー、フィジオ等）

- 感染の危険度が高い場合、マスク、手袋に加え、ガウンまたは代用品による防護等を検討

(4) その他スタッフ：常時着用

(5) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

66. 手指消毒の設置

(1) 練習場の入口に設置する

(2) クラブハウスを使用する場合、諸室にそれぞれ設置する

(3) ピッチ上にも手指消毒ポイントを設ける

67. 選手の着替え、洗濯（状況に応じて感染リスクに対応する）

(1) ドイツ等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、そのまま帰宅する。洗濯は各自が行う

(2) イングランド等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、翌日の練習着を受け取って帰宅する。帰宅後、汚れたウエアを袋に入れ、翌日の練習場で洗濯に出す（洗濯係がウエアに直接触れない）

(3) 雨天時等の練習後の着替え、自家用車内等を許容

(4) ウイルスは洗剤によって除菌されます

68. 練習場のシャワー

(1) フェーズ 2 では、練習場のシャワーは使用しない

(2) フェーズ 3 以降、感染防止に留意しながら使用する

- 一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(3) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。
参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(4) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

69. 練習前後のミーティング

(1) ビデオミーティングで済ませ、対面では実施しない

(2) 実施する場合は屋外で、短時間で実施。マスクを着用。社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる

(3) ラリーガ「コーチングスタッフは翌日の TR メニューを前夜に選手に送付し、ピッチ上での TR 内容の説明を省き、密接な距離を避ける」

70. 練習場での選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーの選手対応はフェーズ 2 から。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応

- 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行う

(2) 各トレーナーが一つのグループに対応することが望ましいが、チーム事情を勘案する

(3) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
(4) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

「3.2.5)フィジオセラピー・エリア」より p.12
- トレーニング再開の第 2 フェーズ、第 3 フェーズの間、患者（選手）への接触は最小限にとどめる
- フィジオセラピストは常にマスクを装着し、また可能な限り手袋を装着する
- マスクと手袋は患者（選手）ごとに新しいものに取り替える
- 処置するテーブルはクリーンなタオル又は 1 回だけ使用するペーパータオルでプロテクトする。使い終わったたらビンに封入する
- 1 人の患者（選手）ごとにエリアを清掃することが推奨される

- 6.フェーズ 3：グループ・トレーニング・セッション 6.5）フィジオセラピスト・トリートメントより p.17
  - このフェーズを通じて、ワーキンググループ毎に 1 人のフィジオセラピストを任命する。フィジオセラピストは彼のグループの選手に最小限の対応を行い、他のグループに対応してはならない。
  - トリートメントはできるだけ制限されなければならない。

71. ジムの使用（フェーズ 3 以降）
(1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(2) 器具は使用のたびに消毒する
(3) 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
(4) 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』

72. グループ・トレーニングの設計
(1) 5～10 人程度のグループに分かれてトレーニングする
(2) 練習時間をずらし、別グループとの接触を避ける
(3) グループはいつも同じとする（濃厚接触者数を減らす）

- トレーニング時間
  - 15 分：トレーニングの準備。できるだけ屋外で。ジムやスタジオの使用時は、社会的距離を保つ
  - 75 分：小グループでのトレーニング
  - 15 分：リカバリー
- ピッチエリア
  - ピッチ上でも社会的距離を保つ
  - グループは最大選手 5 人（FP4 人、GK1 人）、コーチ 3 人
  - GPS ユニットをはじめとする用具は事前にセットされている。1 グループのトレーニングが終わる毎に消毒する
- 小グループでのトレーニング
  - 人と人の間に、2m の距離を保つ
  - ボールと用具の数は、最小限に
  - 禁止される行為の例：タックル、対面する動作、狭いエリアで混雑するトレーニング
  - 推奨される行為の例：対面しないテクニカルな動作（すなわちパス、シュート、クロスとシュートなど）、対面しないコンディショニング

- ポスト・トレーニング
  - 小グループト・レーニングの終わりに選手は着用してきた衣類を集める。GPS ユニットは自分で外す。予め決められた場所に置く
  - GPS ユニットを扱うスタッフは PPE を装着し、次の選手に渡す前に消毒する
  - スタッフはセッション毎に消毒を行う：コーナーフラッグ、コーン、ゴールポスト、用具、ピッチ、GPS ユニット、ボール、グローブ、ブーツ

73. ピッチ上での対人接触回避
    (1) フェーズ 3 までは、身体接触のない、選手間の距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとるトレーニング計画とする
    (2) ボール等、用具を介した感染可能性はゼロでない
    - 適宜の消毒が推奨される（ドイツ、イングランドで実施）
    - 不用意に自らの顔（とくに目・鼻・口といった粘膜部）に触れることを避ける

「6.フェーズ 3 グループ・トレーニング・セッション
6.6) フィールド上でのエクササイズ」より p.17
- フィールド上でのトレーニングセッションは、コーチングスタッフのメンバーによって準備され監督される
- 一般的な推奨として、感染危険性を減らすため、社会的距離ガイダンスに従わなければならない

74. 練習時の飲水、暑熱対策
    (1) 一人一人の専用容器から飲水する
    - 使い終わった容器は破棄する（紙コップやペットボトルを使用した場合）
    - 飲水ボトル共用の場合、たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
    (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない
    (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

75. 練習場での食事
    (1) 練習場での食事は望ましくない。食事を提供したい場合、一人分ずつパッケージにして、選手が持ち帰る
    (2) 練習場で食事する場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保し、対面は避け、会話せず食事する。食事は一人分ずつセットする
    (3) ビュッフェ形式は、感染防止策の徹底が困難なため推奨しないが、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう特別な感染防止に対する配慮をする等の場合に限り、許容される
    (4) 食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用する。たとえば入室し、食事を受け取り、着席するまでの間も、マスクを着用する
    (5) 食事中でもマスクを外している間は、飛沫による食べ物の汚染、および他者への感染防止のために、発語してはならない（黙食の徹底）

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル５ ： チームの移動、宿泊

XVIII. チームの都市間移動

76. 都道府県をまたぐ移動

(1) 緊急事態宣言が解除され都道府県をまたぐ移動が認められることが、WE リーグ開始および再開の前提となる

(2) 都道府県をまたぐ移動の制約が残る場合、次のような手段が検討される

- ホームとアウェイの入れ替え
- 中立地等での開催
- その他

77. 飛行機、新幹線

(1) 考え方

- 欧州ではチャーター便を義務づける例がある
- WE リーグのチームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動は安全性が高いと言える

(2) 航空機内は、空気が約 3 分ですべて入れ替わる換気のよい空間。また当面、機内での距離をとった運用になるとされる

- 新型コロナウイルスに関する JAL グループの対応
- ANA の取り組み

(3) 新幹線の車内も、6～8 分ですべての空気が入れ替わる

- JR 東日本「新幹線・在来線特急車両の車内空気循環について」

78. バスによる長距離移動

(1) バス会社への事前の依頼事項

- 事前の車内消毒
- 運転手の体調管理。マスク、手袋着用

(2) バス車内での社会的距離

- 欧州ではバス内の人数を減らすため、複数台での移動を義務づけています（1 台 25 人まで等）。とくにバス移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、ご検討ください

(3) その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用します
- 窓を開けて、換気します。1 時間につき 3 回の換気が推奨されます
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に資する行動をとってください

79. 移動中の食事

(1)感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される

理由は、

・電車又はバスの車内は手狭

・食事の際、マスクを外すことになる

(2)移動中に食事をとらざるを得ない場合、感染防止に十分配慮する

例えば、

・車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない

・車内の換気に留意する

・食事をする者以外は、マスクをする

・食事中でもマスクを外している間は、発語してはならない（黙食の徹底）

・食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）

・食事は、できるだけ短時間で済ませる

XIX. チームの宿泊

80. 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫してください

(1) 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討してください

(2) チーム専用の入り口、動線、エレベーター等を設置できないか、検討してください

- 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することでの“専有化”も検討

(3) 食事会場はチーム専用としてください

(4) チームが使用する部屋は事前に消毒、換気します（宿泊施設への依頼）
（湿度 40%以上を目安）

(5) 連泊する場合の客室の清掃

- チームの不在時に清掃します。または、清掃しないことも選択肢となります

81. 手指消毒液の設置

(1) チームが訪れる各所に手指消毒液を設置してください

- 食事会場
- マッサージルーム
- ミーティングルーム
- 廊下（フロア等を専有する場合）
- その他

82. チームの行動規範

(1) 自室以外ではマスクを着用します

(2) エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにします

(3) ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らないようにします

83. 部屋割り

(1) 原則、一人一部屋とし、部屋間の往来を禁止します。但し、下記を満足する場合、二人部屋が許容されます

- キャンプ前に PCR 検査を受検し、その後も隔週ペースで検査する（リーグは公式検査の提供を検討する）
- 宿泊施設をフロア単位で貸し切るなど、一般客との動線を分離できる
- 十分な広さのツインルームであること

(2) 部屋の換気を良くしてください。室内の湿度として 50～60%が推奨されます

84. マッサージルーム

(1) 室内を混雑させないよう留意します。また換気を良くしてください（湿度 40%以上を目安）

(2) 順番が来るまで室内に立ち入らないようにします

(3) マスク、手袋等を用いて、感染を予防してください

(4) トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応します

- 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行います

85. 食事

(1) 選手の席は 1.5～2m の距離をあけてください。向かい合わせの配席は不可です

- 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらします

(2) 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意します（ドイツ・ブンデスリーガのプロトコル）

- この場合、食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにします。片付けはチームが退出したあとに行います

(3) ビュッフェ形式は、感染防止策の徹底が困難なため推奨しないが、個人専用トングを用い大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう特別な感染防止に対する配慮をする等の場合に限り、許容されます

- 十分に健康管理している宿泊施設スタッフが専任で食事を取り分ける方式も、許容されます

(4) 食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用します。たとえば入室し、食事を受け取り、着席するまでの間も、マスクを着用してください

(5) 食事中でもマスクを外している間は、飛沫による食べ物の汚染、および他者への感染防止のために、発語・会話をしてはいけません（黙食の徹底）

『ラリーガ・クラブのトレーニング再開時プロトコル』、2020 年 4 月 16 日、ラリーガ、pp.11-12

6.2) 朝食

選手の朝食とサプリメントはメディカルスタッフによって個別の容器に準備され、選手の名前（または背番号）を記した袋に入れることが適切と考えられる。選手たちが食堂又は指定されたエリアに取りに来る。朝食は食堂でとる。選手達はグループ（トレーニングセッションと同じグループ）ごとに朝食の時間を割り当てられ、これは尊重されなければならない。社会的距離も、尊重されなければならない。いかなる場合でも複数グループが同時に食堂にいてはならない。

6.3）昼食、夕食

昼食と夕食の準備も朝食と同様で、個別の容器が選手名（または背番号）を記した袋に入れられている。選手たちが食堂又は指定されたエリアに取りに来る。昼食及び夕食は食堂でとる。選手達はグループ（トレーニングセッションと同じグループ）ごとに昼食及び夕食の時間を割り当てられ、これは尊重されなければならない。社会的距離も、尊重されなければならない。いかなる場合でも複数グループが同時に食堂にいてはならない。

86. ミーティング

(1) 可能な限り、ビデオ会議（バーチャル/ミーティング）をご検討ください
(2) リアルで実施する場合、部屋の換気に留意してください。監督、コーチ、選手が 1.5～2mの距離をとって着席してください。（湿度 40%以上を目安）

XX.スタジアムへの移動

87. スタジアムへの到着
(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に WE リーグに報告する
(1) 88. バス利用に際して
(1) マスクを着用する
(2) 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開ける
- 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル６ ： 無観客での試合開催

XXI. スタジアムのゾーニング

89. 目的

(1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える

(2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する

(3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

90. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う

(1) ゾーン１：競技関連

- ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
- 選手入場口
- 選手及び審判員の更衣室

(2) ゾーン２：運営・メディア関連

- 運営諸室
- 記者席を含むスタンド

(3) ゾーン３：スタジアム外縁（指定管理エリア）

91. ゾーン毎の来場者と、来場人数

No	来場者	WE	競技関連	運営・メディア	スタジアム外縁
1	ホーム選手	20	● 18 人のみ		
2	アウェイ選手	20	● 18 人のみ		
3	ホームチームスタッフ	16	●		
4	アウェイチームスタッフ	16	●		
5	審判員	4	●		
6	ホーム運営スタッフ	クラブ判断	●	●	
7	アウェイ運営スタッフ	5	●		
8	マッチコミッショナー	1	●	●	
9	ボールパーソン（サッカー専用）	10 （欧州は４人。できるだけ少人数で）	▲ キックオフ 1 時間前から	●	
	ボールパーソン（陸上競技場）	15 （できるだけ少人		●	

		数で）			
10	担架要員	8		●	
11	WE 公式中継	30	▲ WE1:20 名まで WE2:15 名まで WE3：11 名まで	●	●
12	ライツホルダー	30	▲ WE1:15 名まで WE2：10 名まで WE3：10 名まで		
13	ライツホルダー（ローカル放送局）	15	▲ 共通：6 名まで	●	
14	ライツホルダー（ラジオ放送局）	6		●	
15	記録員	4	▲ 環境測定	●	
16	警備	クラブ判断		●	●
17	会場ドクター／看護師	2		●	
18	オフィシャルカメラマン	4	●	●	
19	大型映像装置業者	クラブ判断		●	
20	報道関係者（ペン記者）	25		● 記者席のみ	
21	報道関係者（フォト）	16	● エリア指定		
22	報道関係者（ＴＶクルー）	21	● エリア指定		
23	ドーピングスタッフ	6	▲ 選手呼込	●	
24	警察	クラブ判断		●	
25	消防	クラブ判断		●	
26	スタジアム関係者（グラウンドキーパーなど）	クラブ判断	●	●	
27	運営会社（看板、ゴール設置等）	クラブ判断	▲ KO-2H まで 試合終了後		

92. 来場をご遠慮いただく方

(1) ファン・サポーター

(2) 来賓

(3) パートナー/スポンサー企業
(4) マスコット
(5) 選手、関係者の家族
(6) 選手仲介人・代理人、マネジメント
(7) サプライヤー
(8) 他クラブのスカウティングスタッフ
(9) その他、上記のゾーン別計画に規定されていない人
- 但し、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

93. JFA、47FA、WE リーグ関係者
(1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
(2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
(3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

94. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる
(1) 来場時刻を記録する
(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXII. 会場運営

95. 来場者全員に求められること
(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない
(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く）
(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

96. 衛生担当者の設置
(1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
- プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

97. スタジアムの衛生管理
(1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する

(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合開始後など、人が居ないときにもう一度消毒する
- チーム到着のより遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい

(4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため

98. スタジアムへの入退場の管理
(1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う
- 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している

(2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、入場をお断りする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場をお断りする。
- 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する

(3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する
(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする
- 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う

(5) 来場者が接触確認アプリ（COCOA）や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する
- 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく
- なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する

(6) すべての入口に手指消毒液を設置する

99. ゾーン毎の動線管理
(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

100. エアコン、ミストファン
(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する
(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

101. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用
(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
- 操作室では必ずマスクを着用する

(2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める告知の実施については、クラブが判断してよい。但しクラブのパートナーを告知する場合、2021WE リーグパートナー紹介 VTR を告知することとする

102. 喫煙所は設置しない

103．スタジアム内外の掲出及び装飾

(1) ホームクラブが管理するものに限り、スタジアム内外に掲出できることとする

- スポンサー看板、バナー等は掲出可能。スタンド内への広告掲出も可能
- 「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能
- 掲出、設置等の作業は、クラブスタッフが実施すること

(2) ファン・サポーターによる横断幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の観点から、クラブが預かって掲出することを含めて、行わないこととする

XXIII. メディア及び中継制作・送信

104．来場者全員に求められること

(2) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
(3) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
(4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
(5) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
(6) 握手、抱擁などは行わない
(7) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(8) マスクを着用する
(9) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

105．WE リーグ試合取材における必須事項

(1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する
(2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする
(3) 取材活動が許可されたメディアは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。（または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う）
(4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、取材活動をお断りする。

106．スタジアム内の対応について

(1) スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする。

- 記者／フォトグラファー／TV クルー（試合開始 60 分前～）

(2) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。
(3) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。

107．記者席での取材活動について

(1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて着席することとする。また WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。

108．ピッチレベルでの撮影(取材活動)について

(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、WE クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。

(2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（WE リーグおよび WE クラブ）のみ撮影を許可する。

(3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

109．試合終了後の対応について

(1) 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。

(2) すべてのメディアは試合終了後 1 時間以内にスタジアムを退出する。

110．中継制作・送信のスタッフ

(1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。

(2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、入場不可とする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場不可とする。

(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。

(4) ゾーン 1 にアクセスできるスタッフを制限する。

111．中継体制と撮影について

(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・当該クラブは把握をする。

(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・ホームクラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。

(3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。

(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は WE リーグ公式のみ可能とする。

(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。

(6) インタビューは対象者から 2 メートル離れて撮影をする。

(7) インタビューは WE リーグ公式のみ実施可能とする。

XXIV. チーム、審判員、及び競技

112．スタジアムへの到着

(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する

(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に WE リーグに報告

する

(3) バス利用に際して、以下の点に留意する
- マスクを着用する
- 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する
- 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される

(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

113. 試合当日の体温測定

(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する
(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する
(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する
(4) 37.5 度以上の者、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する
- スタジアムに来場しない
- タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
- クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
- 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
- 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

114. チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない
(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）
(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
(6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等
- 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

115. 更衣室（チーム及び審判）

(4) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等）
- 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

(5) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分）
(6) 更衣室内では、必ずマスクを着用する
(7) タオル、飲水ボトル等を共用しない

(8) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(9) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。
参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(10) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

116. 選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応

(2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと

(3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

117. 競技用具、備品の消毒

(1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する

(2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

118. ボールパーソン、担架要員

(1) 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、できるだけホームクラブ職員が担当する

(2) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする

- 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

119. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない

120. 競技規則、試合実施要項等の適用

(1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する

(2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

121. 試合開始前のウォームアップ

(1) 室内練習場の使用

- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 換気に留意する（湿度 40%以上を目安）

(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する

- 社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する
- 器具は使用のたびに消毒する

- 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
- 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』

(3) ピッチ上でのウォームアップ
- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 審判員はマスクをしなくてよい

122. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック
(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用

123. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ
(1) 入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する
(2) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない
(3) 握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない
(4) チームの集合写真撮影は認められる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと
(5) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする
(6) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

124. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出
(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
(2) 下記のような演出は容認される
- 演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影
- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる

125. チームベンチ
(1) 1 席空けて座る
(2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機
(3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(4) 不要な会話・接触は控える
(5) 指笛は控える
(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

126. 試合中の飲水、暑熱対策
(1) 飲水ボトルの共用を避ける
- たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない
(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

127. ゴールセレブレーション
(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

128. ハーフタイム
(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される
(3) ボールを消毒する

129. 試合終了時のセレモニー
(1) 両チームと審判団がピッチ中央に集まることは行わない
(2) チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない
(3) 選手、チームスタッフ、審判員は、各自で更衣室に戻る

130. ドーピングコントロール
(1) ドーピング検査員について
- ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする
- JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。

(2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する。
- 現在医療の現場で仕事をしている検査員
- 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員
- 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員
- 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化）
- 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員
- 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員

(3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。

(4) 検査当日の徹底事項
- 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
- 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する
- 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
- 換気することが可能な場所においては、換気を行う（湿度 40%以上を目安）
- 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト
「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXV. スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

131. ファン・サポーターへの事前のご案内

(1) 無観客試合は、新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除していく過程で採用される試合方式です

(2) この段階では、無観客であれば WE リーグ試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です

(3) 無観客試合の際、ファン・サポーターの皆さまが三つの密をつくってしまうおそれがないことを示していただくことで、すみやかに次のステップに進むことが出来ます

(4) 上記の観点より無観客試合においては、ファン・サポーターの皆様が自主的に作成された横断幕のスタジアム内外への掲出は、禁止とさせていただきます

(5) どうぞご協力をお願いします

- スタジアムまたはその周辺に来場しない
- できるだけ家にとどまって、モバイル機器、テレビを通じて応援する
- 友人と一緒にテレビ観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして、社会的距離を確保する

(6) 上記（4）（5）が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられます

132. 無観客試合では、パブリックビューイングは禁止される

XXVI. 試合会場の設営、撤去

133. 参加者全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(4) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

(5) マスクを着用する

(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

134. 衛生担当者

(1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする

135. 試合日以外に設営作業を行う場合

(1) 作業開始前に体温を測定する。37.5 度以上の方、また 37.5 度未満でも、症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない

(2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する

- 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

(3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する

- 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい

(4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

136. 撤収作業

(1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する

(2) 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル 7 ： 制限付きの試合開催

XXVII. 制限の考え方

137. 各プロトコルの運用（2021 年 2 月 26 日時点）

プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリーで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言対象区域または同等のステージⅣにありそれに準じる宣言が発令されている区域においては 、チケッティング、ファン・サポーターのプロトコルは原則として超厳戒体制を適用する。

最新の政府方針

（令和 3 年 4 月 1 日付事務連絡）

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、 施設の使用制限等に係る留意事項等について

（令和 3 年 3 月 19 日付事務連絡）

緊急事態宣言解除後の 1 都 3 県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

（令和 3 年 3 月 5 日付事務連絡）

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限,施設の使用制限等にかかる留意事項等について

（令和 3 年 2 月 26 日付事務連絡）

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

政府の対応方針（令和3年4月1日付 事務連絡）

＜まん延防止措置におけるイベント開催制限（追加）＞
- 対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
- 対象期間：4月5日（月）～5月5日（水祝）
- 人数上限：5,000人（1席空け）
- イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

＜緊急事態宣言解除後の経過措置におけるイベント開催制限（既報）＞
- 対象区域：①【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県】
  ②【岐阜県、愛知県、京都府、福岡県】
- 対象期間：対象区域①は4月18日（日）まで
  対象区域②は4月11日（日）まで
- 人数上限：10,000人、もしくは、50%の少ない方 （1席空け）
- イベント開催時刻・酒類の提供：自治体判断

Jリーグの対応方針 ※1

ステップ	ホーム	人数上限	ビジター	ビジター席	チケットプロトコル	キックオフ時刻	アルコール販売
1	緊急事態	5,000人 もしくは 50%の少ない方	ステップ1～4 すべて	設置なし	超厳戒態勢	18時以前 (20時終了)	可 19時まで
2	まん延 防止措置	5,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
			上記以外	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
3	経過措置	10,000人 もしくは 50%の少ない方	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	自治体の 要請に準拠	可 (自治体の 要請に準拠)
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
			上記以外	クラブ任意 ※3			
4	その他都道府県 上記 1.緊急事態 2.まん延防止措置 3.経過措置 以外	50%以下	緊急事態	設置なし	厳戒態勢	－	可
			まん延防止	クラブ任意 (自治体と要協議) ※2			
			上記以外	原則必須 ※4			

※1 自治体から制限のより厳しい要請があった場合、協議のうえで、原則自治体の要請に従う
※2「ステップ2」まん延防止措置区域に関わるビジター席の設置有無は、予めホーム・ビジター両方の自治体の見解を確認、または協議のうえで有無を定めることとする
※3「ステップ3」経過措置区域でのビジター席は、主管クラブの判断で「設置なし」とすることを認める
※4「ステップ4」のビジター席は、原則3%以上設置する。ただし、緊急事態やまん延防止等のビジター側の都合で設置不可の場合、券売期間中に政府方針に変更がある場合、自治体からビジター席設置の自粛要請が出ている場合を除く。
※5 自治体が独自で、緊急事態宣言やまん延防止措置に準じる対応を行った場合は、自治体ごとのイベント制限方針に従うものとする
※6 今後も政府方針の変更に伴い、Jリーグの対応方針が変更する可能性がある。5月以降の政府の対応方針は未定

138. イベント制限の考え方と手続き

(1) WE リーグにおけ入場者数の制限の考え方 と前提となる感染防止策

プロトコル 3 26.参照

(2) 段階的な緩和の手続き

1 ステップ 1 を「緊急事態区域」、ステップ 2 を「まん延防止区域」、ステップ 3 を「経過措置区域」、ステップ 4 を「その他の区域」とし、段階的にステップアップをする際、クラブはリーグへ所定のリポートを提出し、ガイドラインを遵守し感染対策のもとで安全に運営されることを示す

2 ステップアップを希望する対象試合の直前のホームゲームを対象に、所定のリポートをリーグへ提出する

- 試合翌日の 14 時を提出期限とする。専用フォームを使用する。
- リポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、WE リーグはステップアップを保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、リポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。

(3)営業時間、アルコール販売等

1 緊急事態宣言区域で試合を開催する場合キックオフ時刻を 18 時までとし、過度な飲酒とならないよう配慮した上で、アルコールの販売や提供は 19 時までとする

2 まん延防止区域や経過措置区域で試合を開催する場合、自治体が要請する営業時間や酒類提供時間を遵守する

（参考） 政府方針 （令和 3 年 2 月 26 日付 事務連絡）

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

XXVIII. チケッティング

チケッティング ※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限） ※ステージⅣを目安とする	厳戒態勢時 （緩和された制限） ※ステージⅢ以下を目安とする
・政府方針に則り運用 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. 5,000 人、もしくは 50%の少ないほうを上限とする 3. 席割はクラブにて決定する 4. ビジター席は設置しない 5. チケット販売は下記の通りとする	・政府方針に則り運用 1. 周囲との間隔 前後左右 1 席以上の間隔を空ける 2. 上限は入場可能数の 50%までとする 3. 緊急事態宣言の解除後、経過措置にあたる区域は、上限を 50%もしくは 10,000 人の少ないほうとする 4. 席割はクラブにて決定する 5. ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）。ただし、ビジターチームが緊急事態宣言区域にある場合は、設置なしとする 6. チケット販売は下記の通りとする ・ 1 試合毎の販売

• 1 試合毎の販売 • 販売期間は 2 週間程度 • 一般発売有無はクラブにて決定する ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニール設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売（コンビニ直接販売は除く）を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する	• 販売期間は 2 週間程度 • 一般発売は有りとする ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニール設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売（コンビニ直接販売は除く）を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXVIII.会場運営 10.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する

XXIX. スタジアムのゾーニング

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する	1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する

(3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

2. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う

(1) ゾーン 1：競技関連

- ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
- 選手入場口
- 選手及び審判員の更衣室

(2) ゾーン 2：運営・メディア関連

- 運営諸室
- 記者席を含むスタンド

(3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）

3. ゾーン毎の来場者と、来場人数

(1) 上限人数は設けない

(2) 「ゾーン 1：競技関連」への来場者を限定する

No	来場者	競技関連
1	ホーム選手	●
2	アウェイ選手	●
3	ホームチームスタッフ	●
4	アウェイチームスタッフ	●
5	審判員	●
6	ホーム運営スタッフ	●
7	アウェイ運営スタッフ	●
8	マッチコミッショナー	●
9	ボールパーソン（サッカー専用）	▲ キックオフ 1 時間前から
	ボールパーソン（陸上競技場）	
10	担架要員	
11	WE 公式中継	▲ WE：11 名まで
12	ライツホルダー	▲ WE：10 名まで
13	ライツホルダー（並列局）	▲

(3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

2. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う

(1) ゾーン 1：競技関連

- ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
- 選手入場口
- 選手及び審判員の更衣室

(2) ゾーン 2：運営・メディア関連

- 運営諸室
- 記者席を含むスタンド

(3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）

3. ゾーン毎の来場者と、来場人数

(1) 上限人数は設けない

(2) 「ゾーン 1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする

		共通：6 名まで
14	ラジオ	
15	記録員	▲ 環境測定
16	警備	●
17	オフィシャルカメラマン	●
18	報道関係者（フォト）	● エリア指定
19	報道関係者（ＴＶクルー）	● エリア指定
20	ドーピングスタッフ	▲ 選手呼込
21	スタジアム関係者 （グラウンドキーパーなど）	●
22	運営会社 （看板、ゴール設置等）	▲ KO-2H まで 試合終了後

4. 来場をご遠慮いただく方
   (1) 選手、関係者の家族
   (2) 選手仲介人・代理人、マネジメント
   (3) サプライヤー
   (4) 他クラブのスカウティングスタッフ

5. JFA、47FA、WE リーグ関係者
   (1) WEFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
   (2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
   (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる
   (1) 来場時刻を記録する

4. 「ゾーン 1：競技関連」へのアクセスをご遠慮いただく方
   (1) 選手、関係者の家族
   (2) 選手仲介人・代理人、マネジメント
   (3) サプライヤー

5. JFA、47FA、WE リーグ関係者
   (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
   (2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
   (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

6. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる
   (1) 来場時刻を記録する
   (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	

XXX. 会場運営

会場運営 ※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く） (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る • プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する 3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する（プレー中の選手等を除く） (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る • プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する 3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する

(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する • チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため 4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う • 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可とする • 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする • 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) 来場者が接触確認アプリ（COCOA）や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する • 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく • なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する (6) すべての入口に手指消毒液を設置する	(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する • チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため 4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う • 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可とする ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする • 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) 来場者が接触確認アプリ（COCOA）や都道府県の感染者情報受信システムをダウンロード済みであることを確認する • 未了者向けに、QR コード入りの案内書を用意しておく • なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する (6) すべての入口に手指消毒液を設置する

5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）

(1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む）
例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ

(2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可とする

・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する

(3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない

(4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証）

(5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する

(6) お客様への配布物は禁止とする

6. ゾーン毎の動線管理

(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する

(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

7. エアコン、ミストファン

(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する

5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター）

(1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む）
例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ

(2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、入場不可とする

・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する

(2) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない

(3) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう（QR チケットでの入場を実施するクラブは、ワンタッチパスの端末で認証）

(4) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する

(5) お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消毒をしたスタッフが配布する

6. ゾーン毎の動線管理

(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する

(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

7. エアコン、ミストファン

(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する

(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能

(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

8. ゾーン毎の動線管理
(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用
(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
- 操作室では必ずマスクを着用する

(2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する
(3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される

10. 場内／場外売店／チケット販売所
(1) 飲料のみ（アルコールは除く）販売は容認される。ただし、ビン・カン・ペットボトル等既製品のみとする。

(2) 販売員は、マスク・手袋を着用する

11. 場内／場外イベント
（※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む）
(1) イベントの開催は全て禁止される
(2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングは不可

性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

8. ゾーン毎の動線管理
(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

9. ジャイアントスクリーン、場内放送の運用
(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
- 操作室では必ずマスクを着用する

(2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する
(3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の試合と変わらず、容認される

10. 場内／場外売店／チケット販売所
(1) 飲食・グッズの販売・当日券販売は容認される。過度な飲酒とならないよう配慮した上でアルコール販売は容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域において、提供は 11 時から 19 時までとする。
- 提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。
- 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。

(2) チケット販売所の設置は容認される
(3) 販売員は、マスク・手袋を着用する

11. 場内／場外イベント
（※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む）
(1) イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること
(2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティン

12. 喫煙所は設置しない 13. 退場時（ファン・サポーター向け） (1)「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ	グは不可 12. 喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる (1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること 13. 退場時（ファン・サポーター向け） (3)「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

XXXI. メディア及び中継制作・送信

メディア及び中継制作・送信　※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. WE リーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. WE リーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取

材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。（または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う） (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。	材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。（または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う） (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。
3. スタジアム内の対応について (1) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。 (2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。	3. スタジアム内の対応について (1) 控室の設置が認められる。 ただし、 • 上限の半分の人数までとする • 必ずマスクを着用する • 食事は不可 (2) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。
4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、1 席以上あけて着席することとする。また WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。	4. 記者席での取材活動について (1)取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、1 席以上あけて着席することとする。また WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。
5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、WE クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（WE リーグおよび WE クラブ）のみ撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。	5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、WE クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（WE リーグおよび WE クラブ）のみ撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

6. 試合終了後の対応について
(1) 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。

7. 中継制作・送信のスタッフ
(1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。
(2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。
(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
(4) ゾーン 1 のみで業務にあたるスタッフを固定する。

8. 中継体制と撮影について
(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・ホームクラブは把握をする。
(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。
(3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。
(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は WE リーグ公式のみ可能とする。
(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い

6. 試合終了後の対応について
(1) 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。

7. 中継制作・送信のスタッフ
(1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。
(2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。
(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
(4) ゾーン 1 のみで業務にあたるスタッフを固定する。

8. 中継体制と撮影について
(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・ホームクラブは把握をする。
(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。
(3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。
(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は WE リーグ公式のみ可能とする。
(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い

場所での撮影は自粛する。 (6) インタビューは対象者から２メートル離れて撮影をする。 (7) インタビューは WE リーグ公式のみ実施可能とする。	場所での撮影は自粛する。 (6) インタビューは対象者から２メートル離れて撮影をする。 (7) インタビューは WE リーグ公式のみ実施可能とする。

XXXII.　来賓対応

来賓対応　　※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1.　来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う	1.　来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
2.　ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく	2.　ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく
3.　ケータリング (1) <u>食事の提供は行わない</u> (2) <u>ドリンク提供（アルコールは除く）はサーブす</u>	3.　ケータリング (1) <u>ビュッフェ式の食事提供は行わない。食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする</u> (2) <u>ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する（過度</u>

るスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の貸し出しは行わない	な飲酒とならないよう配慮した上でアルコールの提供も容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては提供は11時から19時までとする）。 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する。 • 貸し出しする、しないは、クラブが判断する • 貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する • 同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する

XXXIII. チーム、審判員、及び競技

チーム、審判員、及び競技　　※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に WE リーグに報告する (3) バス利用に際して、以下の点に留意する • マスクを着用する • 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する • 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する	1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に WE リーグに報告する (3) バス利用に際して、以下の点に留意する • マスクを着用する • 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する • 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する

(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する

(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する

(4) 37.5 度以上の者がいた場合、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する

- スタジアムに来場しない
- タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
- クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
- 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
- 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

3. チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）。特にベンチの中やハーフタイム

(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する

(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する

(4) 37.5 度以上の者がいた場合、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する

- スタジアムに来場しない
- タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す
- クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
- 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
- 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

3. チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(4) マスクを着用する（アップ中またはプレー中を除く）。特にベンチの中やハーフタイム

中も不用意に外さない。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等 (7) 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ2m、最低 1m）を確保する ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） ・ 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する	中も不用意に外さない。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う (6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等 (7) 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ2m、最低 1m）を確保する ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、必ずマスクを着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、

5. 選手の治療、マッサージ
   (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
   (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
   (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

6. 競技用具、備品の消毒
   (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
   (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

7. ボールパーソン、担架要員
   (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
   (2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない

9. 競技規則、試合実施要項等の適用
   (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
   (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

10. 試合開始前のウォームアップ
   (1) 室内練習場の使用
      - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
      - 換気に留意する（湿度 40%以上適切に換気する等の使用も検討する

5. 選手の治療、マッサージ
   (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
   (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
   (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

6. 競技用具、備品の消毒
   (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
   (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

7. ボールパーソン、担架要員
   (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
   (2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない

9. 競技規則、試合実施要項等の適用
   (1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
   (2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

10. 試合開始前のウォームアップ
   (1) 室内練習場の使用
      - 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい

を目安） (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する • 社会的距離を確保する • 器具は使用のたびに消毒する • 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない • 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 (3) ピッチ上でのウォームアップ • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) 入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する (2) ピッチ上でラインナップ (3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない (4) 握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない (5) チームの集合写真撮影は認められる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低	• 換気に留意する（湿度 40%以上を目安） (2) ジムを使用する場合、次の点に留意する • 社会的距離を確保する • 器具は使用のたびに消毒する • 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない • 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』 (3) ピッチ上でのウォームアップ • 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい • 審判員はマスクをしなくてよい 11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック (1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを着用 12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する (2) 入場前は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは、入場動線を選手と別にするなど密を避ける工夫をすること、およびピッチ上で選手と社会的距離を取れていれば実施することは容認される (4) 握手セレモニー、ペナント交換は行わない (5) 選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等を実施する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分配慮すること (6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。

1m）を保つこと

(6) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする

(7) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される

(2) 下記のような演出は容認される

- 演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影
- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる

14. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る

(2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機

(3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

(4) 不要な会話・接触は控える

(5) 指笛は控える

15. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

- たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性

(7) コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこととする

(8) ピッチ上で円陣を組むことは、行わない

13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される

(2) 下記のような演出は容認される

- 演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影
- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる
- 出場達成（例:200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は妨げない
- スポンサー関係者が参加することは妨げない。

14. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る

(2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機

(3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

(4) 不要な会話・接触は控える

(5) 指笛は控える

15. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

- たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

16. ゴールセレブレーション

(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

17. ハーフタイム

(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する

(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

(3) ボールを消毒する

18. 試合終了時のセレモニー

(1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する

(2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない

19. ドーピングコントロール

(1) ドーピング検査員について

- ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする
- JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。

(2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

16. ゴールセレブレーション

(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

17. ハーフタイム

(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する

(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

(3) ボールを消毒する

18. 試合終了時のセレモニー

(1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する

(2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない

19. ドーピングコントロール

(1) ドーピング検査員について

- ドーピング検査における検査員の数については、必要最小人数とする
- JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査を実施する。

(2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないこ

査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する。 ・ 現在医療の現場で仕事をしている検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員 ・ 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 ・ 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） ・ 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。 (4) 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う（湿度 40%以上を目安） ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」	とを確認する。 ・ 現在医療の現場で仕事をしている検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員 ・ 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 ・ 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） ・ 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける。 (4) 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う（湿度 40%以上を目安） ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト 「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXXIV. ファン・サポーター

ファン・サポーター　※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など） (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等） (8) <u>移動することによる感染拡大リスクに鑑み、超厳戒態勢期間においてアウェイゲームの観戦はお控えください。それに伴いビジター席の設置はございません。</u> (9) <u>アウェイチームのユニフォーム・グッズを着用しての入場・観戦はできませんので、あらかじ</u>	1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください (5) スタジアムでは、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保するようにしてください（入退場時、トイレの列など） (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等）

めご了承ください (10) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ 2m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください	(8) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください
2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。 ・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。	2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。 ・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。
(1) **容認される行為**は以下の通りです 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む なお適用にあたっては ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の主管クラブの試合運営ルールに従う	(1) **容認される行為**は以下の通りです。 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮してください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む なお適用にあたっては、 ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う
(2) **禁止される行為**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・	(2) **禁止される行為**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽

楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される ・ 大旗を含むフラッグを振る （禁止理由：接触するリスクがあるため、フラッグが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため） ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す （禁止理由：接触するリスクがあり、タオルが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため）	器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される ・ 大旗を含むフラッグを振る （禁止理由：接触するリスクがあるため、フラッグが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため） タオルマフラーを振る、もしくは回す （禁止理由：接触するリスクがあり、タオルが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため）

XXXV. 試合会場の設営、撤去

試合会場の設営、撤去 ※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

超厳戒態勢時 （強い制限）	厳戒態勢時 （緩和された制限）
1. 参加者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う	1. 参加者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる • 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） • 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 • 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する • 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する • 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する • 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する • 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する • 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する • 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

付属文書

XXXV.　行動記録の例

- 体調と行動をエクセルファイルに記録していく例
- 入力はすべてプルダウンから選択する方式。リスク行動をあぶり出すことを重視する
- ふだんからクラブが記録を管理することを重視
- 陽性、濃厚接触といった事案が生じた場合、「誰と」「どこへ」など追加の確認が必要

参考フォーム

		8/31	9/1	9/2	9/3	9/4
項目	記入例	月	火	水	木	金
体温：起床時	35℃台	36℃台	37.0～37.4℃	37.5℃～37.9℃	38℃台	39℃以上
体温：就寝時	35℃台	36℃台	37.0～37.4℃	37.5℃～37.9℃	38℃台	39℃以上
体調：せき	ない	ある	ひどい			
体調：喉の痛み、違和感	ない	ある	ひどい			
体調：頭痛	ない	ある	ひどい			
体調：身体のだるさ	ない	ある	ひどい			
体調：味や匂いの異常	ない	ある	ひどい			
体調：家族・同居人の症状	ない	ある	ひどい			
朝食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
昼食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
夕食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
家族・同居人以外とのマスクなし会話	ない	ある(15分以内)	ある(15分以上)			
試合、チームTR、食事以外の外出	ない	散歩、ランニング、近所の買い物	ジム、温浴施設、マッサージ、知人・友人宅、その他			
県境を越えての移動	ない	クラブの遠征	私用、その他			

本文に戻る

XXXVI.　感染症法

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。**

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要**である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

（国民の責務）
第四条　国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（情報の公表）
第十六条　厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の**予防及び治療に必要な情報を**新聞、放送、インターネットその他適切な方法により**積極的に公表**しなければならない。
２　前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意**しなければならない。

参考資料

- 『HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう』、政府広報オンライン
- 『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』、2020 年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 『新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』「新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」、2020 年 3 月 26 日、日本赤十字社

本文に戻る